

表7 配偶者特別控除

種類	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)			【参考】 配偶者の収入が、給与だけの 場合の配偶者の給与収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
		控除額			
配偶者 特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超1,550,000円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円		1,550,000円超1,600,000円以下
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下

※所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各給与収入金額に15万円を加算

表8 寡婦控除・ひとり親控除の判定要件

共通要件：前年の合計所得が500万円以下で、婚姻または事実婚をしていないこと。

納税者性別	婚姻歴	扶養・生計要件	判定	控除額
女性	離別	扶養親族(子以外)あり	寡婦	26万円
	死別又は生死不明	なし		
女性 男性	離別・死別又は生死不明 未婚	生計を一にする子あり*	ひとり親	30万円

*子の前年の総所得金額等が48万円以下である場合（他の納税者の扶養親族・同一生計配偶者である子は除きます。）

表9 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

③ 税率

所得の種類により異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。(問い合わせ先はP. 6をご覧ください)

- ◎総合課税分 特別区民税→6% 都民税→4%
- ◎分離課税分 特別区民税→2.4%~5.4% 都民税→1.6%~3.6%

④ 税額控除に関する資料

税額控除には以下の種類があり、特別区民税・都民税の所得割額が発生した場合に差し引かれます。


詳しくは課税課へお問い合わせください。(問い合わせ先はP.6をご覧ください)

- ①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金等特別税額控除
- ④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除 ⑥配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

⑤ 均等割額 (5,000円)

- ・前年中に一定以上の所得がある場合、特別区民税3,500円、都民税1,500円が課税されます。
- ・世田谷区内に住所がない方でも、区内に事業所又は家屋敷がある場合は課税されます。

税額シミュレーションについて

世田谷区 税額シミュレーション 

源泉徴収票の内容や所得、控除等を入力すると、ご自身の特別区民税・都民税を試算することができます。また、入力内容を白紙に印刷すると、特別区民税・都民税の申告書を作成できます。※印刷に使用する用紙はご自身でご用意ください。

税額・納税通知について

- 1 給与からの差引きの場合(特別徴収)
5月17日頃、勤務先を通じて、「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書」をお送りします。
 - 2 個人で納付する場合(普通徴収)、公的年金からの差引きの場合
6月9日頃、「特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書」をお送りします。
・配当割額又は株式等譲渡所得割額が還付になる場合には、別途、還付のお知らせをお送りします。
・普通徴収で非課税の場合、通知は送付されません。
- ※ 併用徴収
給与所得者で給与所得以外の所得(年金所得は除く)がある場合は、年間の税額を「特別徴収」と「普通徴収」の二通りの方法で納税していただく場合があります。

令和5年度 住民税の主な改正点

- 1 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長・拡充
- 2 未成年者の住民税における非課税措置の年齢要件の見直し

※詳しくは世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/> をご覧ください。

世田谷区 住民税 改正 